

## 藩札発行における「錢匁勘定」と「錢匁札」について

佐藤 浩一

江戸時代の貨幣制度は三貨制度（さんかせいど）と呼ばれている。金（小判・一分金など）、銀（丁銀・豆板銀など）および錢（寛永通寶など）という基本通貨が併行流通した制度である。これらの金貨、銀貨、錢貨（せんか）の間には幕府の触書による法定交換相場である「御定相場（おさだめそうば）（資料①）」も存在したが、実態は互いに市場相場で取引されるというものであり御定相場の効果は少なかつた。そのことが両替商という金融業が発達する基礎を築いたと考えられている。また、各藩の藩主が幕府の許可（幕許）を得て領国内通用の紙幣である「藩札（金札・銀札・錢札・米札等）」を発行している。領国の石高が二十万石以上であれば二十五年、それ以下であれば、十五年の通用期間が許可された。藩札発行の目的は正貨の不足を補い、また一面では藩財政を補填するためであったと考えられている。

初めての藩札は福井藩が寛文元年（一六六一年）に発行している。最近の研究では藩札自体は発見されていないが寛永七年（一六三〇年）に福山藩（広島県）の藩札発行が始まったという事実が記録に残っている。豊後国で初めて藩札を発行した藩は杵築藩で、寛延二年（一七四九年）に銀札を発行している。他の藩の藩札発行状況は次の通りである。

・白杵藩	↓	宝暦二年（一七五二年）
・府内藩	↓	宝暦四年（一七五四年）
・岡藩	↓	明和八年（一七七一年）
・佐伯藩	↓	寛政一〇年（一七九八年）
・日出藩	↓	文化五年（一八〇八年）
・森藩	↓	文政七年（一八二四年）
・立石領	↓	文政七年（一八二四年）
・幕府領日田	↓	弘化元年（一八四四年）

藩札は西日本地域の各藩により多数発行されている。金札・銀札・錢札などに分けられるが、西日本は銀遣いを中心であり、また幕府が金札発行に消極的であったことも影響し、銀札が大部分を占めていた。西日本では十八世紀半ば頃から次第に銀貨に代わって錢貨が価値基準及び交換手段として重要な位置を占めるようになった。西日本の大名領国においては、「錢〇匁（目）」というように銀目表示をしているが実態としては錢貨建てとなっている「匁錢（もんめせん）」が広く普及し「錢匁（せんめ・せんもんめ）勘定」が行き渡っていたことが確認されている。

錢匁勘定が西日本の大名領国において支配的な価値基準として次第に定着した。その後、領国内における通貨不足（銀不足）解決のため、錢匁勘定を基準とした「錢匁札（せんめさつ）」が発行されたと考えられている。

### 【錢匁勘定について】

江戸時代の三貨制度の下で、上方から西の地域では秤量貨幣（目を計り、その重量によって交換価値を計量して使用する貨幣）の銀貨が用いられていた。銀での取引は商人などの大口の取引等で用いられたが庶民の日常生活では錢貨（銅貨）の利用が一般的であった。しかしながら、銀貨と錢貨の実際の交換は変動相場制に従っており、しかも元禄（一六八八年～一七〇四年）から享保（一七一六年～一七三六年）にかけて相次いだ貨幣改鑄や御定相場（法定交換相場）の変更、銀貨そのものの不足等で不安定な状況に置かれていた。そのため、換算の不便を避けるために相場の変動に関わらず一定枚数の錢を通した錢差をもつて銀一匁として通用させる習慣が生まれた。これが「匁錢」である。匁錢の錢差一束をもつて「錢一匁」と表現した。

後に各藩が独自に公定の規定を定めたことで、本来の趣旨とは異なり領国独自の計算基準となった。錢何枚をもつて錢一匁にするかは、実際の銀錢相場や各藩の経済状況に応じて、それぞれの藩が規定した。特別の事情がない限り、幕末まで維持されたことが確認されている。錢匁勘定は、銀一匁に相当する錢貨量が銀錢相場と乖離した際には公定換算率が見直される「変動錢匁勘定」と任意の水準に固定される「固定錢匁勘定」に大別される。変動錢匁勘定を採用していた藩は、播磨国や紀伊国田辺藩など畿内周辺に限定されていた。九州・四国・中国地方は固定錢匁勘定が広く行き渡っていた。

錢匁勘定の研究は福岡大学の藤本隆士教授が商家の帳簿類の分析・比較から見だした匁錢・錢匁取引が発端である。藤本教授は九州地方の大名領国において、匁錢が広く普及していたことも明らかにした。（近世西南地域における銀錢勘定、福岡大学商学論叢 第十七巻第一号 一九七二年 他）

松山大学の岩橋勝教授は錢匁勘定の使用事例等をまとめ、研究を進めている。（徳川後期の錢遣いについて、三田学会雑誌 第七十三巻第三号 一九八〇年六月 他）

添付資料②は岩橋教授が取りまとめた九州地方の錢匁勘定の使用例である。全て固定錢匁勘定を採用している。豊後国の臼杵藩・府内藩・熊本藩鶴崎が一匁につき同じ水準の錢五十文を任意の水準に定めている。挟間地域は臼杵藩・府内藩・熊本藩の領地であるので、近隣地域として経済状況の結び付きが深いことも影響しているのではないかと推察している。

固定錢匁勘定では錢一匁に相当する錢貨量と銀貨あるいは銀札との間には価値の一致が成立していない状況にある。そのため、固定錢匁勘定は地域的な計算単位・計算貨幣として利用されていたと考えられている。錢匁勘定の浸透とともに、領国外取引の決済には通常、銀貨が利用され、領国内取引では錢貨が使用される経済状況が形成されていったと思われる。その際、固定錢匁勘定の地域では銀錢相場と乖離するのが常であると思われるが、その時々銀錢相場を適用し問題なく決済されていたと考えられる。実際、資料②の内

容のように、一匁当たり八十文（福岡藩・小倉藩）から十九文（幕府領天草・幕府領日田）まで大きな差がある内容であった。

挟間地域においても、十八世紀半ば以降、銭匁勘定が行き渡っていったことが「清水家文書」や「黒野後藤家文書」（資料③）より確認できる。また、福岡藩には、固定銭匁勘定が公に定められる以前に任意の水準を明記した銭匁勘定による証文（資料③）が残されている。藩が固定銭匁勘定の水準を定める前の過渡期的状況の内容と推察できる。十八世紀半ば以降、西日本の領国内では銭匁勘定が浸透、定着していったものと考えられる。

### 【銭匁札について】

十八世紀半ば頃から、銭匁勘定は西日本の領国内における価値基準として次第に定着し、その後、領国内における通貨不足を埋め合わせるべく銭匁勘定を計算単位とする銭匁札が発行されたと考えられている。当初の藩札は銀札が中心であったが、西日本では銭匁勘定の定着とともに、銭匁札が発行されるようになったと思われる。銭匁札は銀貨の単位を採用した銭札のことである（銀目表示）。

銭匁札が発行時期が確認できるものは、豊後白杵藩が宝暦七年（一七五七年）に発行したものが最初である（資料④）。白杵藩は、銭五十文を一匁と定めた。また、森藩の七六銭札、岡藩・日出藩・立石領の七銭札などの銭匁札が発行されている（資料⑤）。七六銭札は銭七十六文を一匁、七銭札は銭七十文を一匁と定めた銭匁札である。各藩が規定した一匁に対する銭貨量により、さまざまな銭匁

札が発行された。

十八世紀半ば以降、西日本では「銭匁勘定」が浸透、定着していった。その後、銭匁勘定を計算単位とする藩札である「銭匁札」が発行された。一般庶民は領国内での日常の経済取引は銭貨および藩札（銭匁札など）で不便なく決済していたと考えられる。また、銭匁勘定や銀銭相場を意識することなく日々の経済活動を行っていたと推察している。銭匁勘定の研究は近年、福岡大学の藤本隆士教授が商家の帳簿類の分析、比較から見だしたことが発端である。その後、研究が進んでおり、新しい発見や見解が期待できる状況にあると感じている。江戸時代後期の独特な地方経済の仕組みであり、今後も興味を持って見つめていきたい。

#### 〈参考文献・参考資料〉

- ・豊後国古札発行史 九州諸藩藩札図録（橋詰武彦 著）
- ・大分県古紙幣図録（太田黒久雄 著）
- ・藩札の経済学（鹿野嘉昭 著）
- ・日本近世貨幣史の研究（安国良一 著）
- ・近世の地方金融と社会構造（楠本美智子 著）
- ・近世匁銭の研究（藤本隆士 著）
- ・ウィキペディア

## ＜添付資料＞

### (資料①) 御定相場(おさだめそうば)

- 江戸幕府が定めた金貨・銀貨・銭貨の法定交換相場。  
幕府は貨幣相場を安定させるために法定交換相場を建て統制につとめたが、市場相場に影響されることが多く、効果は少なかった。

#### ＜慶長14年(1609年)の御定相場＞

- ・金1両＝銀50目(匁)＝永楽銭1貫文(1000文)＝京銭4貫文(4000文)

※慶長13年(1608年)、幕府は永楽通寶(永楽銭)の通用を停止。有利な比価で流通していた永楽通寶を計算上残しながら、実物の流通を禁止し銭はすべて1枚1文通用の京銭と定めた。銭貨は広く定着していたが、その構成が一樣ではなかったため、銭貨の統一が必要であった。幕府は寛永13年(1636年)、寛永通寶を発行し、銭貨の統一に着手した。

※「京銭」→室町時代以来、中国から輸入した銭のうち質の悪いもの「鏝銭(びたせん)」と呼ばれ永楽銭の1/4の価値しかなかった。永楽銭・・・中国明時代の貨幣。

#### ＜元禄13年(1700年)の御定相場＞

- ・金1両＝銀60目(匁)＝銭4貫文(4000文)  
(元禄の改铸後に小判の相場を維持するため)

※明和期(1764～1772年)に寛永通寶鉄一文銭および真鍮四文銭が大量に発行されるようになると銭相場は次第に下落し、金1両が6貫文(6000文)程度となり、「天保通寶」の発行は銭相場の下落に追い打ちをかけた。幕末には、更に天保通寶が大量発行され、明治維新のころには金1両が銭10貫文(10000文)程度に達した。

- ・「天保通寶」・・・天保6年(1835年)に鑄造された。貨幣価値は100文とされたが実際には80文で通用した。質量的に額面(寛永通寶100枚分)の価値がない貨幣であった。経済に混乱を起こしたと言われている。

#### ＜天保13年(1842年)の御定相場＞

- ・金1両＝銀60目(匁)＝銭6貫500文(6500文)  
(幕末の実勢相場は1両が8000文を上回っていた)

「参考文献：『藩札の経済学』『日本近世貨幣史の研究』」

### (資料②) 九州地方における銭匁勘定の使用例(固定銭匁勘定)

国	地域	1匁三付	国	地域	1匁三付
筑前	福岡藩	60文	豊前	小倉藩	80文
	〃	70文		時枝藩	72文
	〃	80文		〃	80文
筑後	久留米藩	60文		〃	90文
	〃	62文		中津藩	80文
	柳川藩	64文		天領日田	19文
	〃	72文	〃	76文	
肥前	佐賀藩	20文	〃	80文	
	厳原藩領田代	60文	天領別府	40文	
	〃 三根	90文	臼杵・府内藩・肥後領鶴崎	50文	
	唐津藩	72文	日出・杵築・立石・竹田藩	70文	
肥後	熊本藩	40文	天領四日市	72文	
	〃	70文	〃	75文	
	〃	80文	森藩	76文	
	天領天草	19文			

※(出所) 岩橋勝「徳川後期の銭遣いについて」  
『三田学会雑誌』第73巻第3号 1980年6月)

## < 添付資料 >

### (資料③) 挟間地域の銭匁勘定の記録

- ・「五十文銭百目也」→清水家文書の記録・・・宝暦2年(1752年)  
銭匁勘定を使用している。別紙資料②のように臼杵藩・府内藩・熊本藩鶴崎が1目(匁)つき、銭50文を任意の水準に定めている。  
「目」は「匁」と同じ意味で使用されていた。  
銭50文を1目(匁)と定めている固定銭匁勘定で100目(匁)という意味。  
 $50\text{文} \times 100 = \text{銭}5000\text{文}$ を意味した内容である。
- ・「五十文銭250目」→黒野後藤家文書の記録(証文)・・・宝暦4年(1754年)  
銭50文を1目(匁)と定めている固定銭匁勘定で250目(匁)という意味。  
 $50\text{文} \times 250 = \text{銭}12500\text{文}$ を意味した内容である。

---

#### < 参考 >

##### 「福岡藩の資料」

- ・福岡藩 湊村に遺された証文・・・享保9年(1724年)  
→「代銭貳百六拾目 但シ七拾四文銭」  
銭260目(匁)を1目(匁)につき銭74文で計算するという意味。  
( $74\text{文} \times 260 = \text{銭}19240\text{文}$ (銭19貫240文)を意味した内容。  
※御定相場(1両=4000文)で計算すると 4. 81両となる。  
※藩による固定銭匁勘定水準が定められる以前の証文であるが、  
74文を1匁とする銭匁勘定の記録である。  
藩が水準を定める前の過渡期の記録である。
- ・福岡藩 立花口村に遺された「六所宮御祭礼之次第」の記録・・・寛政2年(1790年)  
→「米三斗三升ニ付六銭三拾目」  
米3斗3升について銭60文を1目(匁)と定めている固定銭匁勘定で30目(匁)という意味。  
 $60\text{文} \times 30 = \text{銭}1800\text{文}$ (銭1貫800文)を意味した内容。

##### 「参考文献 : 『近世の地方金融と社会構造』」

---

#### < 参考 > 1両の価値(江戸時代)

日本銀行金融研究所貨幣博物館の資料では「当時と今の米の値段を比較すると、1両=約4万円、大工の手間賃では1両=30万円~40万円、蕎麦(そば)の代金では1両=12~13万円」という試算を紹介している。当時、米は現在より価値が大きく、また大工は高収入の技術職であったことが確認されている。蕎麦代金での試算の13万円位が現在感覚に近いのではないかと考えている。1両の価値が現在感覚で30万円位との学説も発表されている。1両の価値は時期により変動しており、また、銀貨・銭貨との交換比率も同様に変動している。江戸時代と現在の物に対する価値観も異なっており、一概に1両の価値を決めるには無理があると感じている。

< 添付資料 >

(資料④) 銭匁銭の使用例(固定銭匁勘定)

宝暦7年(1757年)臼杵藩発行の「銭匁札(銭拾匁)」

※発行時期が確認できる最初の銭匁札(原寸を70%に縮小)



(表)



(裏)

※ 表(左側)に「豊後國 銭拾匁 臼杵銀札」と表示されている。  
臼杵銀札と表示されているが、銭50文を1匁と定めた藩札(銭匁札)。  
50文×10=500文(銭500文)。

宝暦7年(1757年)3月、臼杵藩は旧札(銀札)を廃止し銭札(銭匁札)を発行した。  
種類は「銭拾五匁」「銭拾匁」「銭五匁」「銭一匁」「銭三ふん」「銭二ふん」。  
※「ふん(分)は匁の1/10の単位」  
臼杵藩は新札の原紙製造所として領内三重に紙すき役所を設置し、銭札  
原紙の大量生産を開始した。この紙すき場は厳重監督下にあつて、原紙の  
流出を禁じたことが記録されている。

(橋詰武彦著 豊後国古札発行史より)

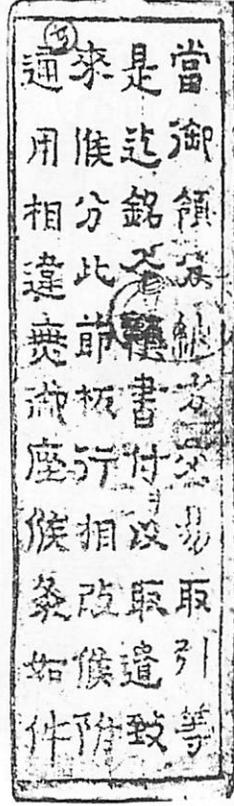
<添付資料>

(資料⑤) 錢匁札の使用例(七錢札・固定錢匁勘定)

文化5年(1808年)日出藩発行の「七錢札(錢拾匁)」…左  
 弘化4年(1847年)立石領発行の「七錢札(錢拾匁)」…右  
 ※(原寸を70%に縮小)



(表)



(裏)



(表)



(裏)

錢70文を1匁と定めた藩札(錢匁札) 錢拾匁  
 錢70文×10=700文(錢700文)

(橋詰武彦著 豊後国古札発行史より)